

震災編—第1章 総 則

第1節 計画の概要

第1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき邑南町防災会議が作成する計画であって、県、町、地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、又、相互に協力して町の地域における地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を震災から保護するとともに、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目的とする。

第2. 計画の方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧の3段階があり、それぞれの段階において国、県、町、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

この計画は、住民の生命、身体及び財産を守るため、各防災機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

第3. 計画の前提

この計画は、町域の震災対策の基本計画であり、本章第3節第4.「地震災害の想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに、兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、東日本大震災の教訓を反映するものとする。

第4. 計画の修正

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えてゆくものとする。従って各機関は、関係のある事項について町防災会議が指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第5. 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町域における震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。従って、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画(水防法に基づく水防計画等)又は防災に関連する計画(国土形成計画法に基づく中国圏広域地方計画等)の防災に関する部分と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第6. 計画の周知、習熟

本計画は、県、町及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

又、各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

第7. 計画の構成

震災編	第1章	総則
	第2章	震災予防計画
	第3章	震災応急対策計画
	第4章	震災復旧・復興計画

第8. 計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

1. 総則

この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱・役割分担、本町の特質や被害想定など、計画の基本となる事項を示す。

2. 震災対策編

① 災害予防計画

災害発生に備えて、防災まちづくりや都市基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備等を示すとともに、平常時からの教育、広報、訓練等による防災行動力の向上を図る事項上での基本的な計画。

② 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、更には各防災機関等による各種の応急対策についての基本的な計画。

③ 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、速やかな震災復旧に当たっての基本的な計画。

第2節 町の震災対策の基本方針

第1. 基本的視点

本町はこれまで、長雨や台風による豪雨、土砂崩れ、豪雪等による住家や農作物への被害等に見舞われたことがあり、地域住民の安全を守るために様々な取り組みをしてきたが、兵庫県南部地震を契機に改めて全ての人間活動の基礎として、安全の優先が住民に認識されるとともに、地域の安全性の向上と高齢化社会における防災体制の在り方など、防災に対する認識が飛躍的に高まっている。

かつて私達の先祖は、多様な自然を有する国土において、自然の恩恵と脅威という二面性を理解し、長い年月の中で生活の知恵ともいべき自然とのつき合い方を形成してきたが、これは地域特有の文化として根をおろし継承されてきたものであり、近年、人口の流動化の進行等による地域コミュニティの崩壊や、防災対策の進歩による災害頻度の減少、技術の発達による過信等により、その継承は困難となってきた。

一方、21世紀を迎え環境問題等をきっかけとして、人と自然との新たな関係のあり方が各方面で模索されつつある。自然災害についても単に克服すべき対象としてだけでなく、人と自然の関わりあいの基本にたち戻って対応を検討すべき時にきている。また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えるものとする。

こうした認識のもと、自然災害に対しては下記のような視点の重要性が指摘されている。

1. 自然災害の発生の可能性を前提とした対応。
2. 自然や人間諸活動に対する科学的知見と技術の成果、経験を総合的・体系的に使用した対応。
3. 被害の最少化に向けた地域住民の判断と行動を基礎とした対応、特に高齢化社会における防災体制の確立。

第2. 防災対策の基本理念

日常のための防災 安全と安心のために
「助け合う心と思いやりのあるまちづくりから」

兵庫県南部地震は、災害に対する備えや対策の重要性を教訓として残すとともに、福祉や環境への取り組みが進んでいた地域や普段から協力し合い助け合っている地域は被害も少ないということを再認識する機会ともなった。

災害への備えや対策は、コストがかかり相対的にも無駄とされているかもしれない。しかしながら防災を突発的なもの、一時的なものとしてとらえるのではなく、日常の生活の中の一部としてとらえ、住みよいまちづくりと、相互に助け合う地域づくりを進めていくことが、災害へ備えることの原点である。この日常のための防災という立場に立ち、意識の高揚を目指しながら「自らの地域は自らが守る」という、自主防災組織の育成強化と防災ボランティアの体制づくりを推進する。

第3 大規模災害に留意した対策

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大

災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

第3節 地震活動状況

第1. 最近の地震活動の状況

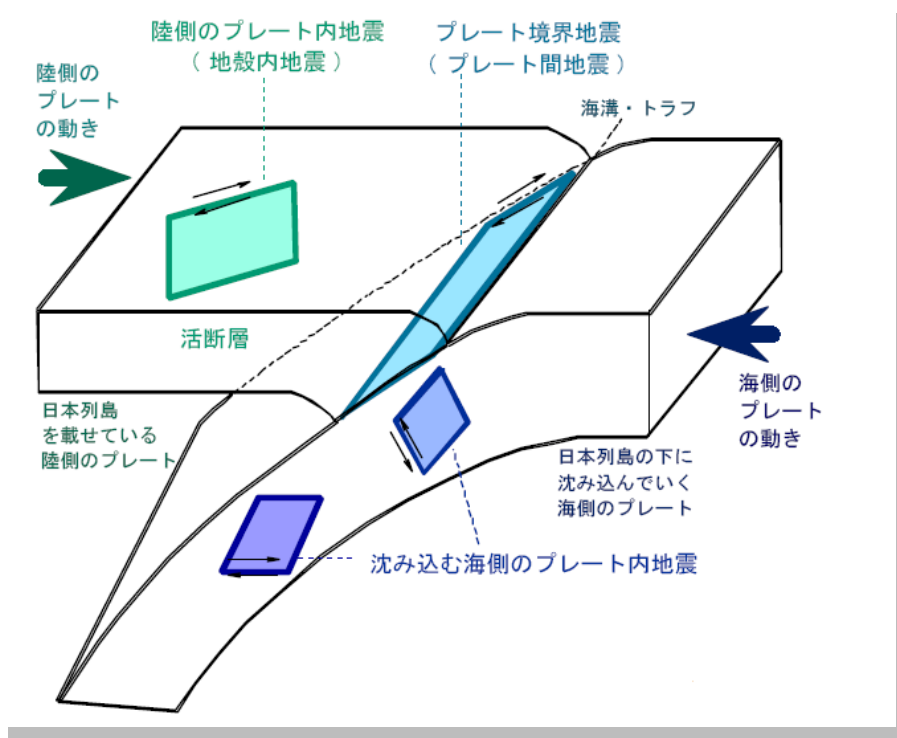
1. 本地域に影響を及ぼす地震の特性

中国山地の北麓に位置する島根県では、フィリピン海プレート（海側のプレート）が沈み込む南海トラフからは、遠距離に位置し、南海トラフ沿いの巨大地震（プレート境界地震）の影響が大きい太平洋沿岸地域とは異なり、あまり大きな被害は受けていない。※ただし、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで、四国沖から紀伊半島沖が震源域となる地震によって、1946年の南海地震（M8.0）では、出雲平野などで死者9名や家屋全壊などの被害が生じたこともある。

又、沈み込むフィリピン海プレートと本地域を載せるユーラシアプレート（陸側のプレート）の境界は、本地域では深度が60km程度と深く、陸域を震源とするプレート境界地震及び沈み込む海側のプレート内地震についても、やはり、大きな被害を受けた例は見当たらない。なお、本地域からおおよそ100kmの距離にある芸予地震はこのタイプに属する。

他方、フィリピン海プレートがユーラシアプレートを押し歪（年間5cm程度）を開放するために起こる、ユーラシアプレート内：陸域のプレート内地震（活断層で発生する地震を含む）は、局地的で頻度は低いものの、震源域が浅いため、その被害は顕著である。浜田地震や平成12年鳥取県西部地震などがこのタイプに属する。

■ 地震の種類 出典：地震動予測値図解説書第1版（独立行政法人防災科学技術研究所）



なお、本地域近傍には、いわゆる主要活断層（地震調査研究推進本部による“主要98断層”）はないが、“陸域で発生する地震のうち活断層が特定されていない場所で発生する地震”による影響が大きいものと評価されている。

2. 最近の地震活動の特徴

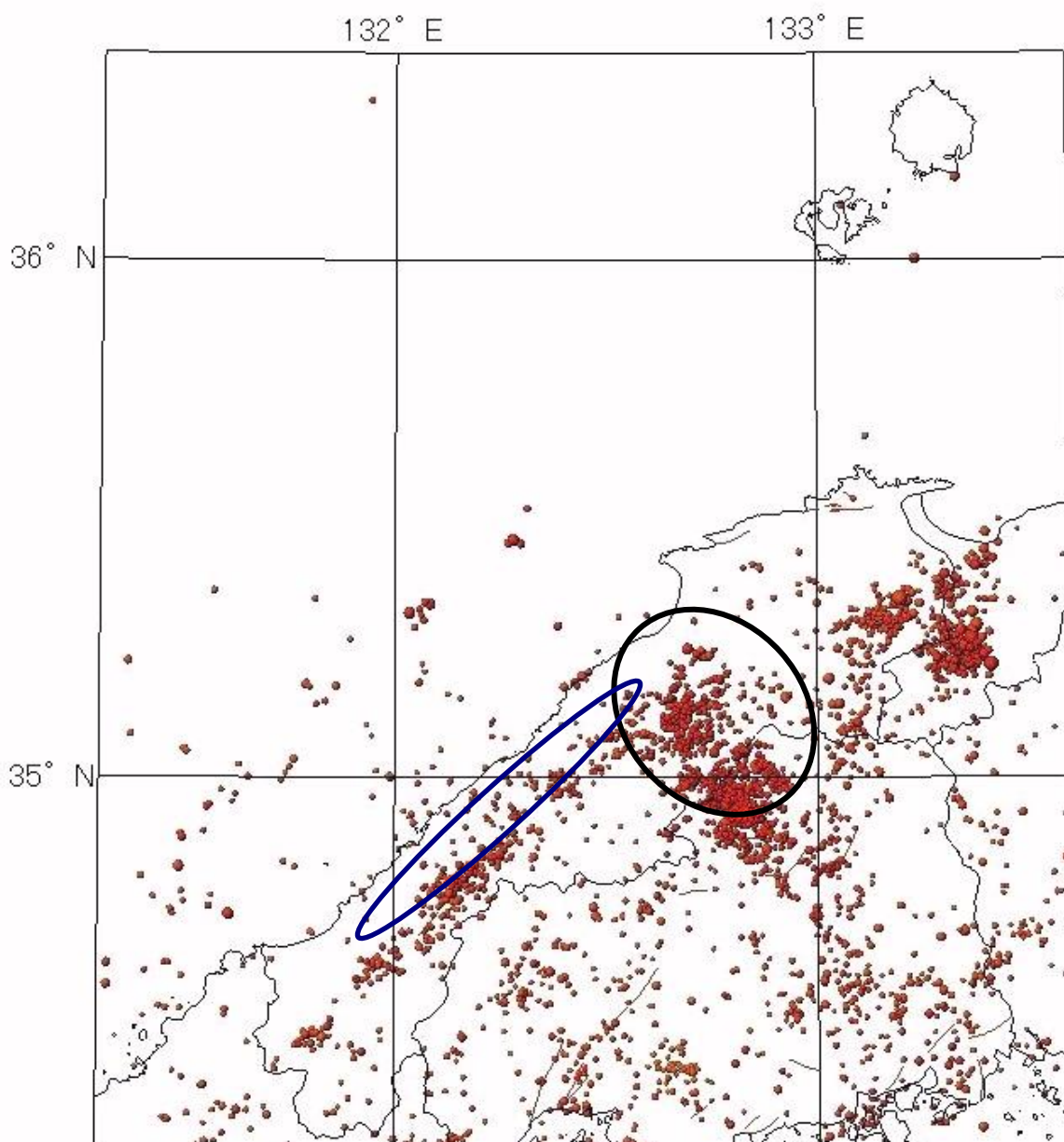
本地域を含む島根県の最近の浅い地震活動としては、1985年から1994年までの10年間は以下の図のような状況にある。島根県では、島根県東部の鳥取県境近くと三瓶山付近の広島県との県境付近などでM5～6クラスの地震が発生している。両地域付近には、顕著な活断層がなく、活断層との関連は不明であるとされていた。

平成12年(2000年)鳥取県西部地震の震源域に相当する地域では、小規模な地震が多発し、その後に上記地震(M7.3)が発生した。このことを踏まえると、本地域から20km程度の近距離にある三瓶山付近や、中国山地の北麓に日本海の海岸線に並行するように線状に延びた地震活動について注意する必要がある。

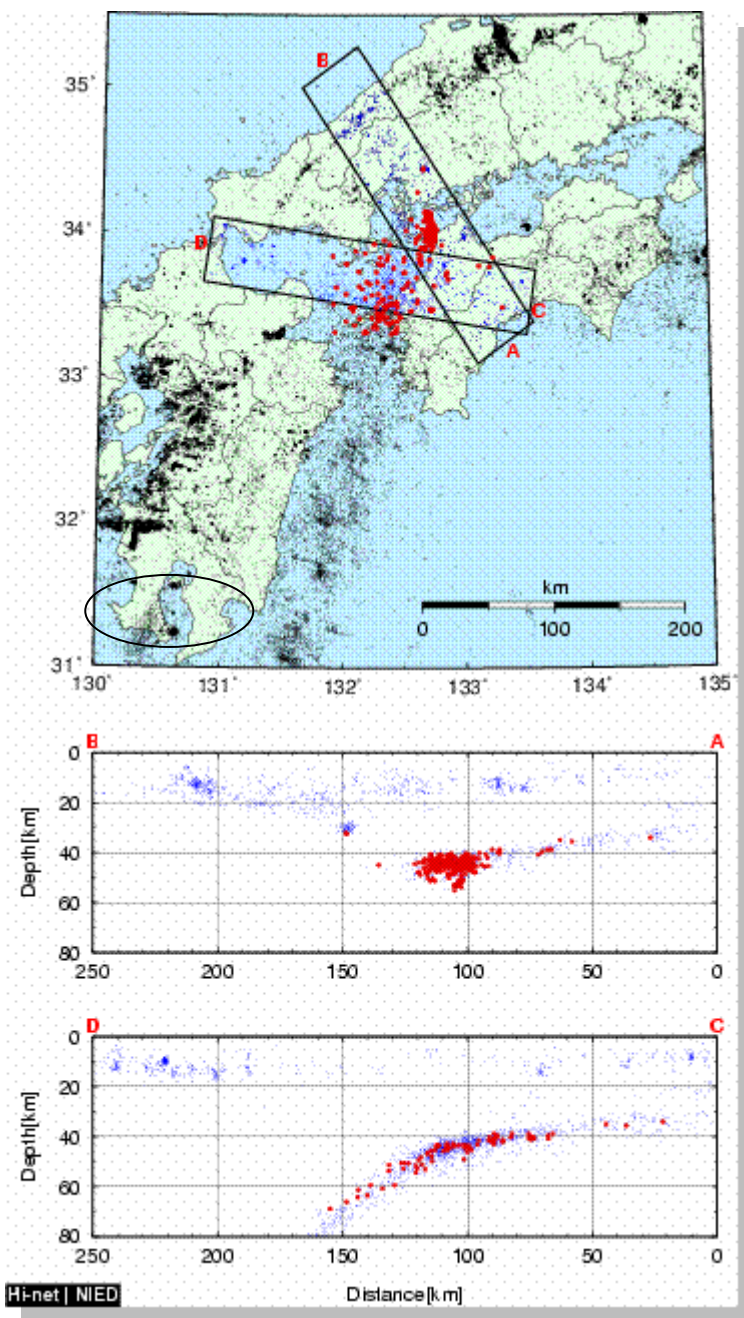
■ 島根県とその周辺における小さな地震まで含めた最近の浅い地震活動

(M2以上、1985年～1994年、深さ30km以浅)

出典：地震調査研究推進本部



■中国・四国・九州地方周辺で発生した地震の震源分布 出典：独立行政法人防災科学技術研究所



左図は、独立行政法人防災科学技術研究所が作成した、平成 13 年（2001 年 3 月 24 日）の芸予地震についての高感度地震観測網による解析結果である。

上図には、1997 年 10 月 1 日から 2001 年 3 月 23 日に発生した地震の震源位置を点で示している。又、2001 年 3 月 24 日以降に安芸灘周辺で発生した、深さ 30km～70km の地震の震源位置を●で表示している。

本地域からはやや西側の地域となるが、A－B断面を見ると、フィリピン海プレートの沈み込みの形状がよく分かる。

又、ユーラシアプレート内の 20 km 程度の深さで、中国山地の北麓に日本海の海岸線に並行するように線状に延びた地震活動が見られる。

3. 震度観測値

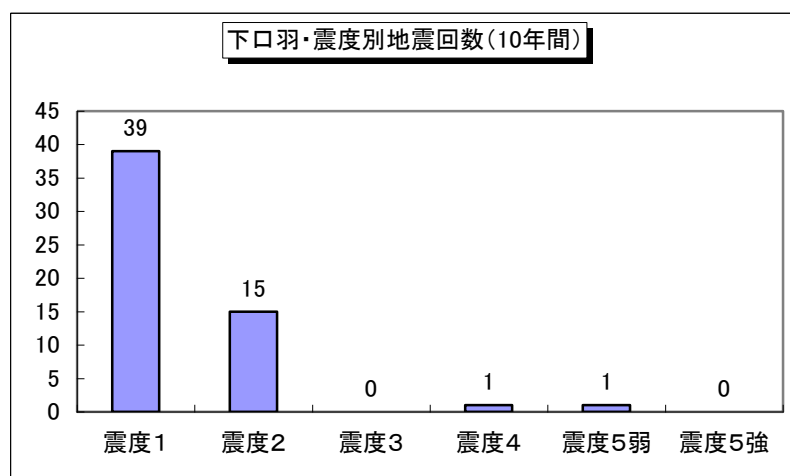
邑南町には、震度観測点として「淀原」（防災科学技術研究所設置）、「下口羽」、「三日市」、「矢上」の4つがあるが、そのうち「下口羽」は10年のデータがある。

ここ10年の「下口羽」の震度別地震回数としては、平成13年芸予地震の際の震度5弱が最大で、震度4が1回（平成12年鳥取県西部地震）、震度2以下が54回観測されている。

■ 邑南町下口羽の震度別地震回数 資料：気象庁震度データベース

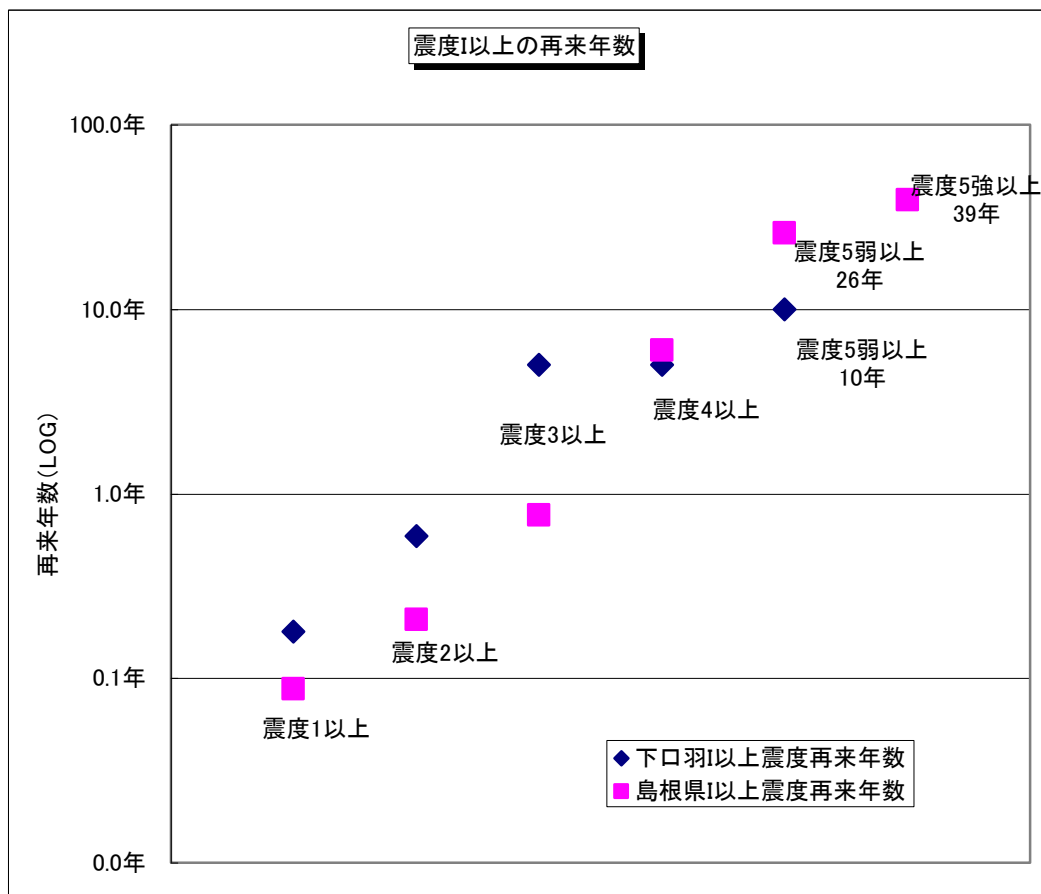
（検索期間 1995/02/01 - 2005/06/04）

震度	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上	合計
合計	39	15	0	1	1	0	0	55
1995年	0	0	0	0	0	0	0	0
1996年	0	0	0	0	0	0	0	0
1997年	0	0	0	0	0	0	0	0
1998年	0	0	0	0	0	0	0	0
1999年	1	0	0	0	0	0	0	1
2000年	6	4	0	1	0	0	0	11
2001年	11	3	0	0	1	0	0	15
2002年	4	4	0	0	0	0	0	8
2003年	9	1	0	0	0	0	0	10
2004年	3	1	0	0	0	0	0	4
2005年	5	2	0	0	0	0	0	6
平均(/年)	3.9	1.5	0	0.1	0.1	0	0	5.5



下口羽観測点での10年間の観測結果（震度別地震回数）から、震度1以上が発生する年数を計算すると、震度5弱以上が10年に1回となる。下口羽は観測期間が短いため、島根県でのデータ（1926年～）を参照すると、震度5弱以上が26年に1回、震度5強以上が39年に1回と計算される。

なお、歴史地震を含め下口羽観測点で震度5弱以上となったであろう回数は、安政南海地震（1854年 M8.4）、浜田地震（1872年 M7.1）、平成13年芸予地震（2000年 M6.7）の3回である。過去においては、おおよそ50年に1回程度で、震度5弱以上の地震が発生した計算となる。



第2. 既往地震の状況

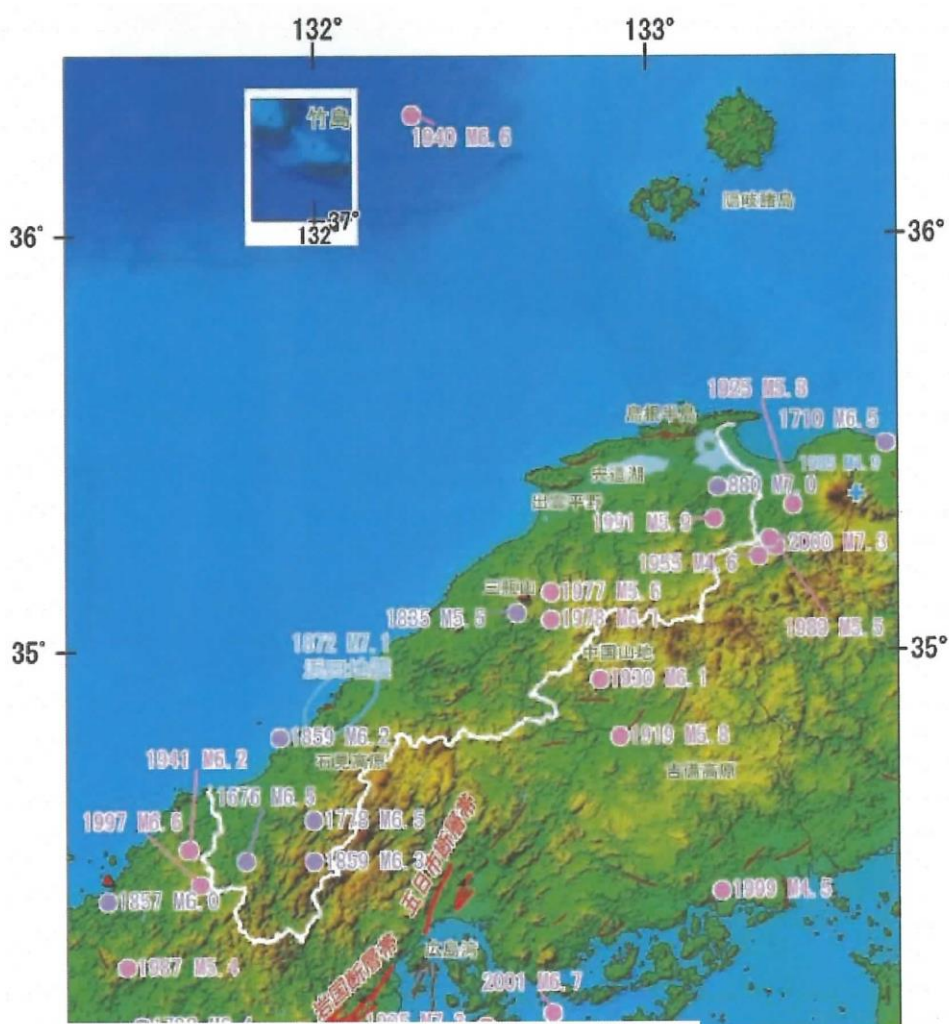
1. 過去の主な地震

島根県に被害を及ぼす地震としては、内陸の浅い場所で発生する地震、南海トラフ沿いで発生する地震、日本海東縁部で発生する地震がある。

近年の被害地震では、1872年浜田地震における被害が最も大きい。また、2000年鳥取県西部地震では負傷者や住家被害が発生している。なお、島根県内直下の地震では、元慶4年の地震が知られており、史書（日本三代実録）に被害の記述があるが、震源等に関する詳細は不明である。

邑南町に残る歴史上の記録では、被害地震は特に記録されておらず、現在までのところ、あまり大きな被害を受けていないものと考えられる。

■ 島根県及びその周辺地域で発生した主な被害地震



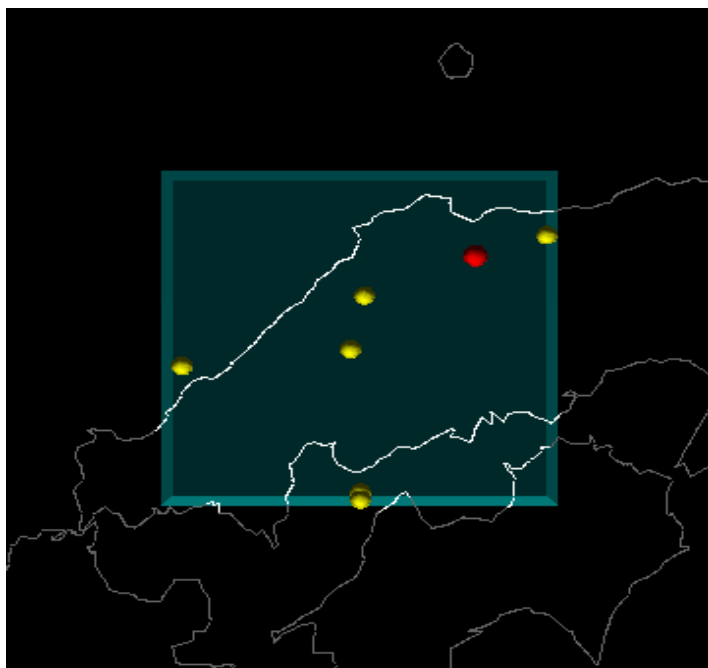
西暦(和暦)	地域(名称)	M	県内の主な被害(カッコは全国での被害)
880.11.23 (元慶4)	出雲	7.0	神社、仏閣、家屋転倒す。
1676.7.12 (延宝4)	石見	6.5	津和野城などに被害。死者7人、負傷者35人、住家倒壊133棟。
1854.12.24 (安政1)	(安政南海地震)	8.4	出雲杵築大社で潰150棟。
1859.1.5 (安政5)	石見	6.2	那賀郡、美濃郡で揺れが強く、波佐村、周布村、美濃村などで家屋倒壊56棟。
1859.10.4 (安政6)	石見	6.0～6.5	那賀郡で揺れが強く、周布村で家屋倒壊数戸。
1872.3.14 (明治5)	(浜田地震)	7.1	死者551人、負傷者582人、家屋全壊4,506棟、同焼失230棟。海岸で海水の変動あり。
1946.12.21 (昭和21)	(南海地震)	8.0	死者9人、負傷者16人、住家全壊71棟。
2000.10.6 (平成12)	(平成12年(2000年)鳥取県西部地震)	7.3	負傷者11人、住家全壊34棟。
2001.3.24 (平成13)	(平成13年(2001年)芸予地震)	6.7	負傷者3人。

<日本の地震活動<第2版> (地震調査研究推進本部(2009)より)

2. 過去の主な地震の地震動の評価震

① 比較的近距离の地震の分布

■ 200km 以内の M6 以上の地震 出典：プレートを見る会



本地域に比較的近距离で影響を及ぼしたものと考えられる過去の地震（観測記録がないものを含む）をピックアップすると、200km 四方の範囲では左図のような震源位置となる。

■ 200km 四方の範囲の M6 以上の地震（1926 年以降）

年月日	北緯	東経	深さ	M	場所
2018/4/9 01:32	北緯 35 度 02 分	東経 132 度 06 分	12	6.1	島根県西部
2001/3/24 15:28	北緯 34 度 06 分	東経 132 度 41 分	60	6.4	安芸灘
2000/10/6 13:30	北緯 35 度 17 分	東経 133 度 24 分	10	7.1	鳥取県西部
1978/6/4 5:03	北緯 35 度 05 分	東経 132 度 42 分	0	6.1	島根県中部
1949/7/12 1:10	北緯 34 度 04 分	東経 132 度 41 分	40	6.2	安芸灘(広島県)
1943/9/11 10:16	北緯 35 度 23 分	東経 133 度 51 分	0	6.2	
1941/4/6 1:49	北緯 34 度 44 分	東経 131 度 33 分	10	6.2	
1930/12/20 23:02	北緯 34 度 49 分	東経 132 度 37 分	0	6.1	

■ 200km 四方の範囲での規模の大きな地震（規模順 5 位まで）（歴史地震を含む）

M	年月日	北緯	東経	深さ	場所
7.2	1905/6/2	北緯 34 度 06 分	東経 132 度 30 分	60	安芸灘（広島県）
7.1	1872/03/14	北緯 35 度 08 分	東経 132 度 05 分	1	石見（島根県）
7.1	2000/10/6 13:30	北緯 35 度 17 分	東経 133 度 24 分	10	鳥取県西部
7	880/11/23	北緯 35 度 23 分	東経 133 度 11 分	10	島根県
6.5	1676/07/12	北緯 34 度 30 分	東経 131 度 48 分	10	石見（島根県）
6.5	1710/10/03	北緯 35 度 30 分	東経 133 度 41 分	15	鳥取県
6.5	1778/02/14	北緯 34 度 36 分	東経 132 度 00 分	10	石見

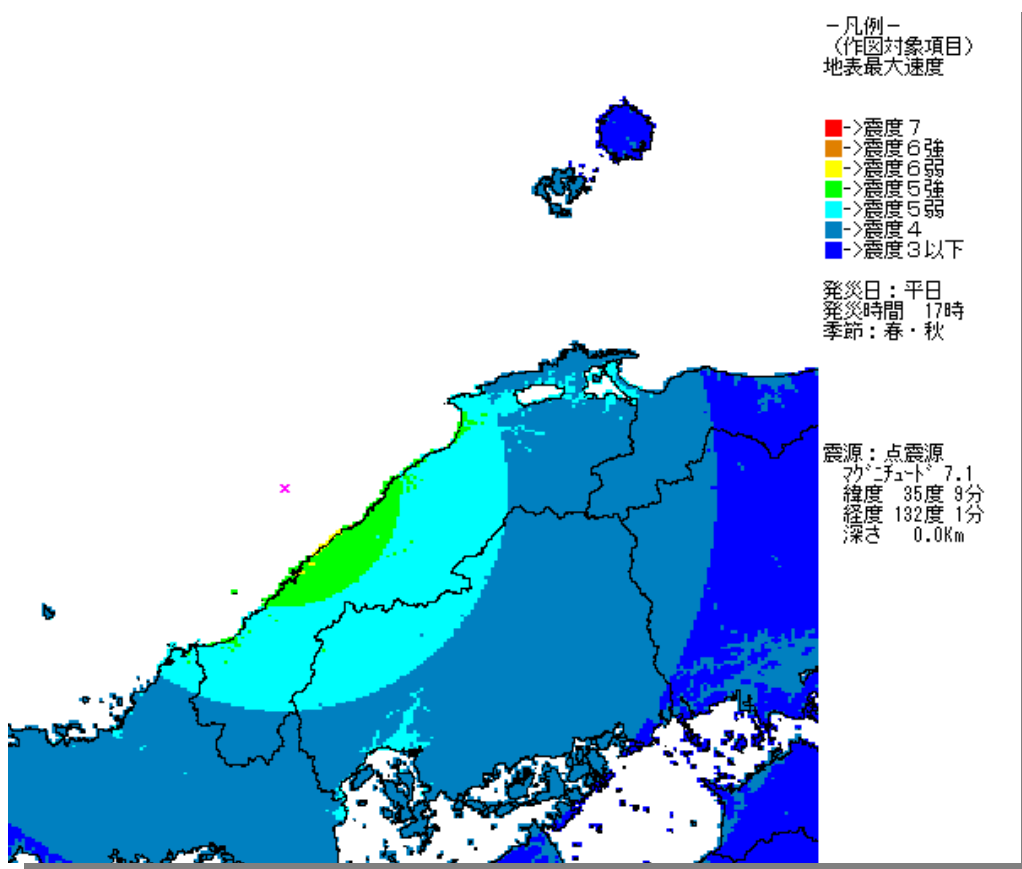
② 浜田地震

200km 四方の比較的近距离に発生した歴史地震の中で、本町で震度 5 弱以上となったと計算される地震としては、1872 年 3 月 14 日の**浜田地震（M7.1）**（又は石見浜田地震）のみである。浜田地震の震源域は海域にかかっているが、地震発生の仕組みは陸域の浅い地震と同じと考えられる。

■ 1872 年浜田地震による本町域の震度の計算

域名	震源距離(km)	震度	地表最大速度(kine)	地表最大加速度(gal)
羽須美村	64.75	5 弱	12.07	135.03
瑞穂町	55.89	5 弱	14.23	162.63
石見町	46.23	5 弱	17.42	204.42

※midorikawa(1993)の最短距離式 ※中央防災会議「地震被害想定支援ツール」による計算値。

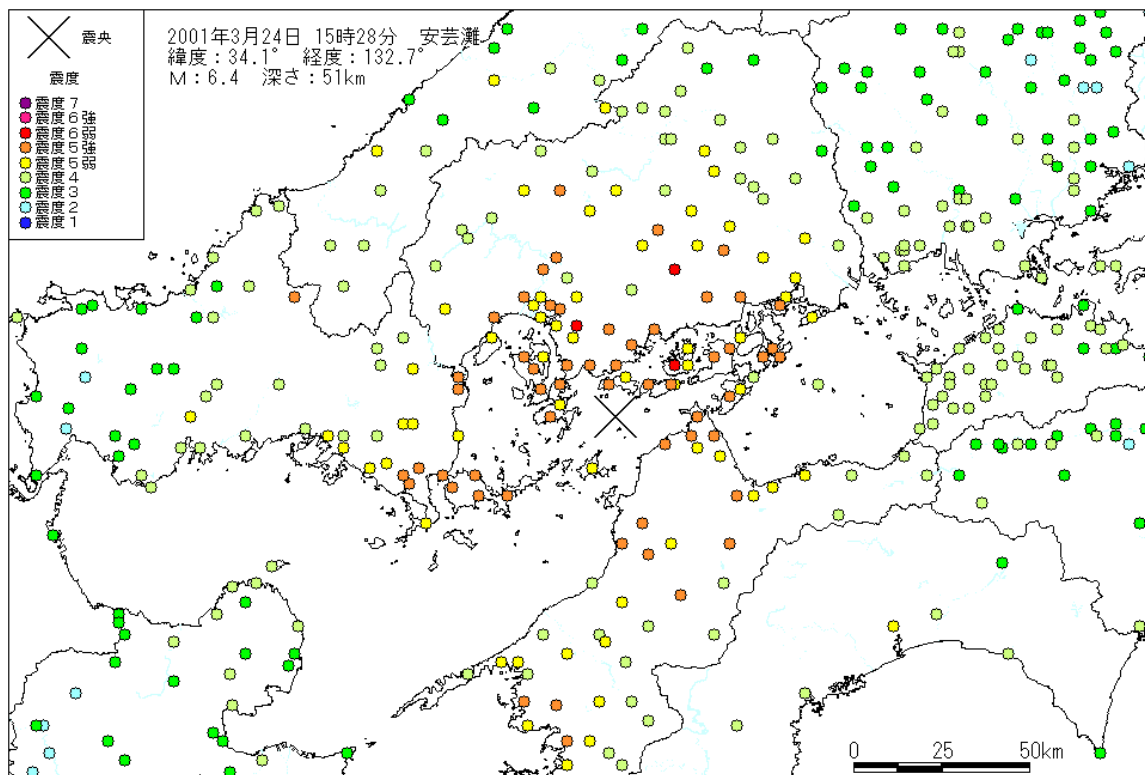


③ 平成13年芸予地震

2001年に安芸灘で発生した平成13年芸予地震では、本町の下口羽で震度5弱を計測した。

発生日年月日	震源域・地震名	M	震央位置 深さ	被害		最大 震度	下口羽の 震度
				死	住家全壊		
平成13年(2001年)3月24日 15:27	安芸灘 平成13年(2001年) 芸予地震	6.7	34°7.9'N 132°41.6'E 46km	2	70	6弱	5弱
				288	774等		

■平成13年芸予地震の震度分布 出典：地震調査研究推進本部 作成：地震予知総合研究振興会

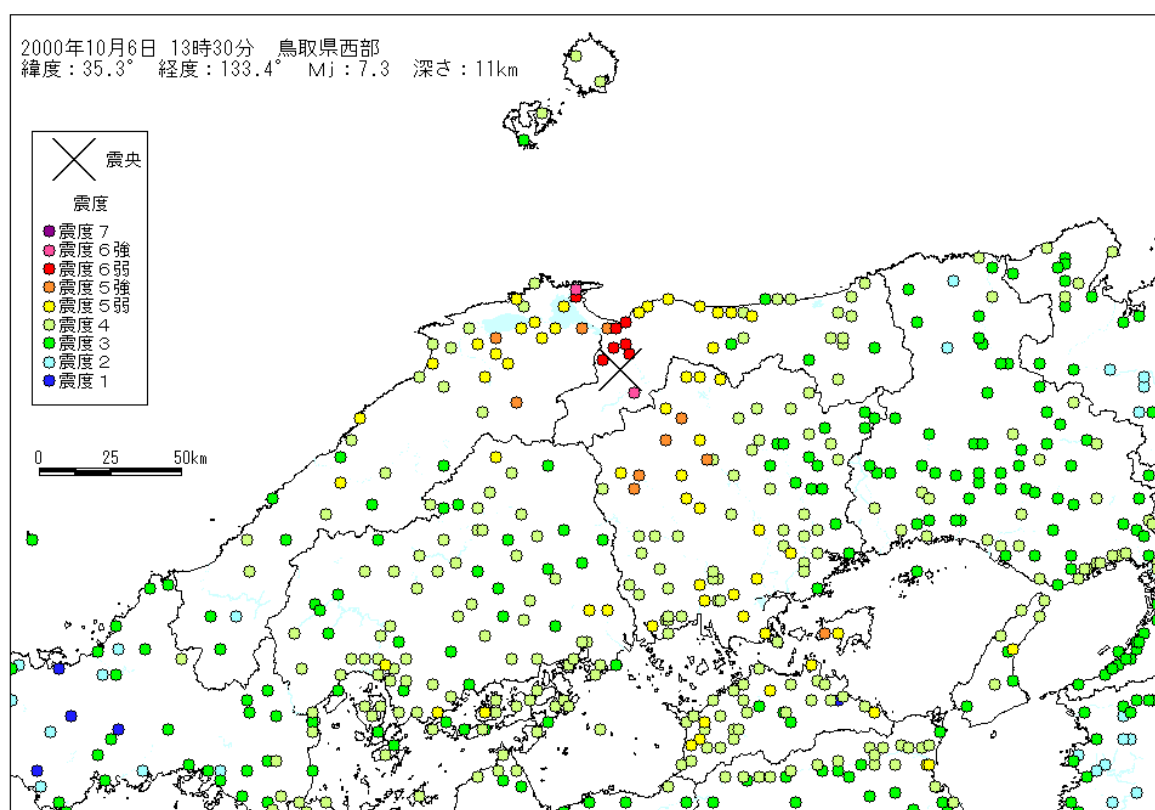


④ 平成12年鳥取県西部地震

2000年に島根県境に近い鳥取県西部で発生した平成12年鳥取県西部地震では、羽須美村の下口羽で震度4であった。

発生日年月日	震源域・地震名	M	震央位置 深さ	被害		最大 震度	下口羽の 震度
				負			
平成12年 (2000年) 10月6日13:30	鳥取県西部 平成12年(2000年)鳥取県西部 地震	7.3	35° 16.4'N 133° 20.9'E 9km	負 182	住家全壊 435	6強	4
					半壊 3,101等		

■平成12年鳥取県西部地震の震度分布 出典：地震調査研究推進本部 作成：地震予知総合研究振興会



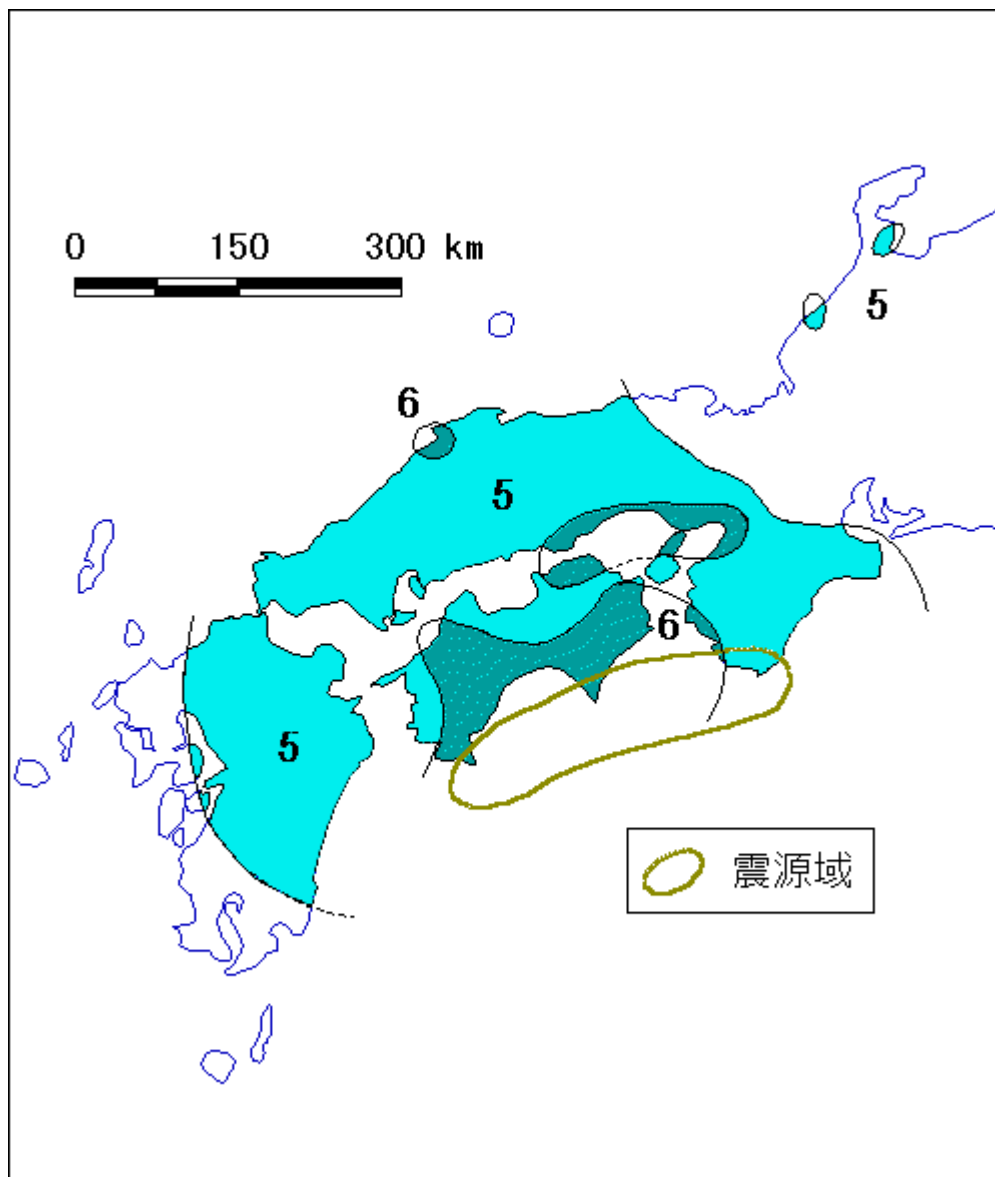
⑤ 南海トラフ沿いの地震

南海トラフ沿いの地震は、本地域は遠距離にあり、大きな被害を受けた例はないが、強振動のエリアは広範囲に広がるため、本地域でも震度5弱に達することがある。

安政南海地震（1854年 M8.4）は、四国の沖から紀伊半島沖にかけての沿岸部を含んだ南海トラフ沿いの地域を震源域として発生したプレート間地震である。この地震では、遠く出雲地方でも震度5～6相当の揺れがあったと推定されている。

なお1946年12月21日の**南海地震**（M8.0）の際は、本地域は震度4～3程度であったとされている。

■安政南海地震の震度分布 出典：地震調査研究推進本部



⑥ 石見地方、三瓶山付近の地震

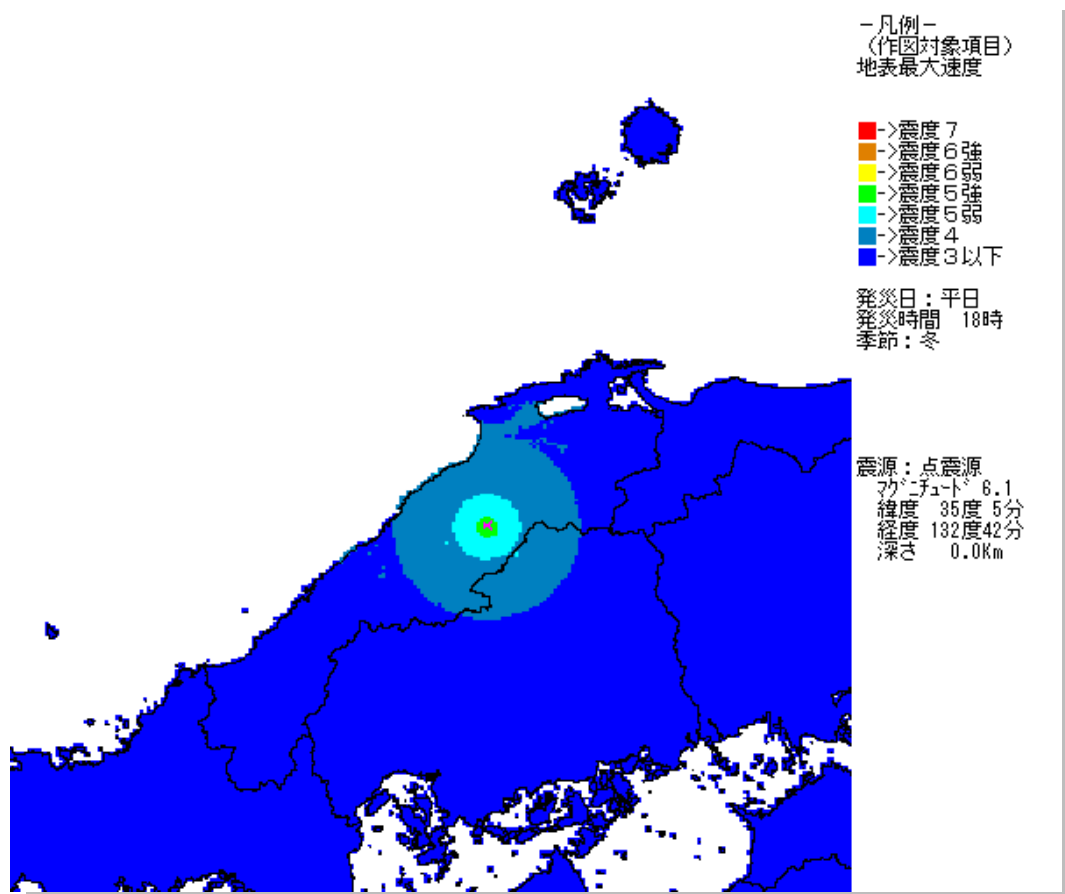
島根県西部の石見地方では、1778年のM6.5、1859年のM6～6.5の地震が発生し、局地的に被害が生じたが、本地域からは遠く震度3程度であったと計算される。

この他、三瓶山付近の広島県との県境付近などでM5～6クラスの地震が発生しているが、1978年6月4日の地震（M6.1）では、本地域に比較的近く震度4程度であったと計算される。

■ 1978年三瓶山付近の地震

市町村名	震源距離(km)	地表最大速度(kine)	震度	地表最大加速度(gal)
邑智郡羽須美村	24.4	5.01	4	49.93
邑智郡瑞穂町	30.4	4.15	4	40.35
邑智郡石見町	33.11	3.72	3	35.7

※midorikawa(1993)の最短距離式 ※中央防災会議「地震被害想定支援ツール」による計算値。

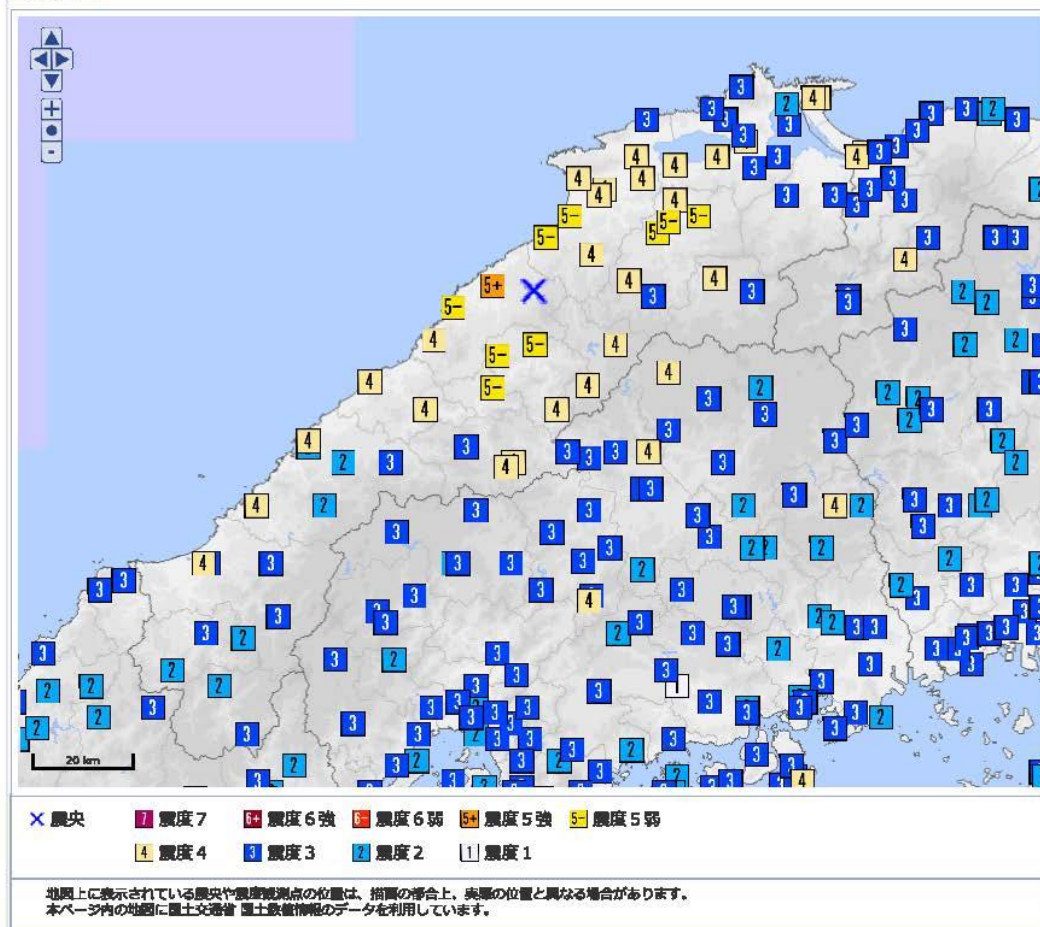


⑦ 島根県西部地震

2018年に大田市で発生した島根県西部地震では、瑞穂地域（淀原）で震度4、石見地域（矢上）及び羽須美地域（下口羽）で震度3を観測した。

発生年月日	震源域・地震名	M	震央位置 深さ	被害	最大 震度	淀原の 震度
平成30年 (2018年) 4月9日 01:32	島根県西部 平成31年(2018年) 島根県西部地震	6.1	35° 11.0'N 132° 35.2'E 12km	負 9 住家全壊 16 半壊等 614	5強	4

震度分布図



震源

	地震の発生日時	震源地名	緯度	経度	深さ	M	最大震度
1	2018/04/09 01:32:30.8	島根県西部	35°11.0'N	132°35.2'E	12km	M6.1	5強

震度

都道府県	震度	観測点名
島根県	5強	大田市大田町*
	5弱	出雲市多伎町小田* 出雲市湖陵町二部* 雲南市大東町大東 雲南市三刀屋町三刀屋* 雲南市木次町里方* 大田市仁摩町仁万* 川本町川本* 島根美郷町若谷 島根美郷町粕淵*
	4	松江市西津田 松江市玉湯町湯町* 松江市宍道町宍道* 出雲市今市町 出雲市塩冶有原町* 出雲市平田町* 出雲市佐田町反辺* 出雲市大社町杵築南* 出雲市斐川町莊原* 雲南市掛合町掛合* 雲南市加茂町加茂中* 飯南町頼原* 飯南町下赤名* 奥出雲町三成* 浜田市鞆町* 浜田市三隅町三隅* 益田市常盤町* 大田市温泉津町小浜* 江津市江津町* 江津市桜江町川戸* 島根美郷町御本郷* 邑南町遊原* 邑南町瑞穂支所*
	3	松江市西生馬町 松江市学園南* 松江市鹿島町佐陀本郷* 松江市島根町加賀* 松江市八束町汲入* 松江市東出雲町堀屋* 松江市八雲町西岩坂* 出雲市坂浦町 安来市広瀬町広瀬祖父谷丁* 安来市伯太町東母里* 雲南市吉田町吉田* 奥出雲町横田* 浜田市大辻町 浜田市旭町今市* 益田市水分町* 益田市匹見町匹見* 益田市美郷町都茂* 津和野町日原* 邑南町下口羽* 邑南町矢上* 吉賀町六日市* 隠岐の島町城北町* 隠岐の島町北方*

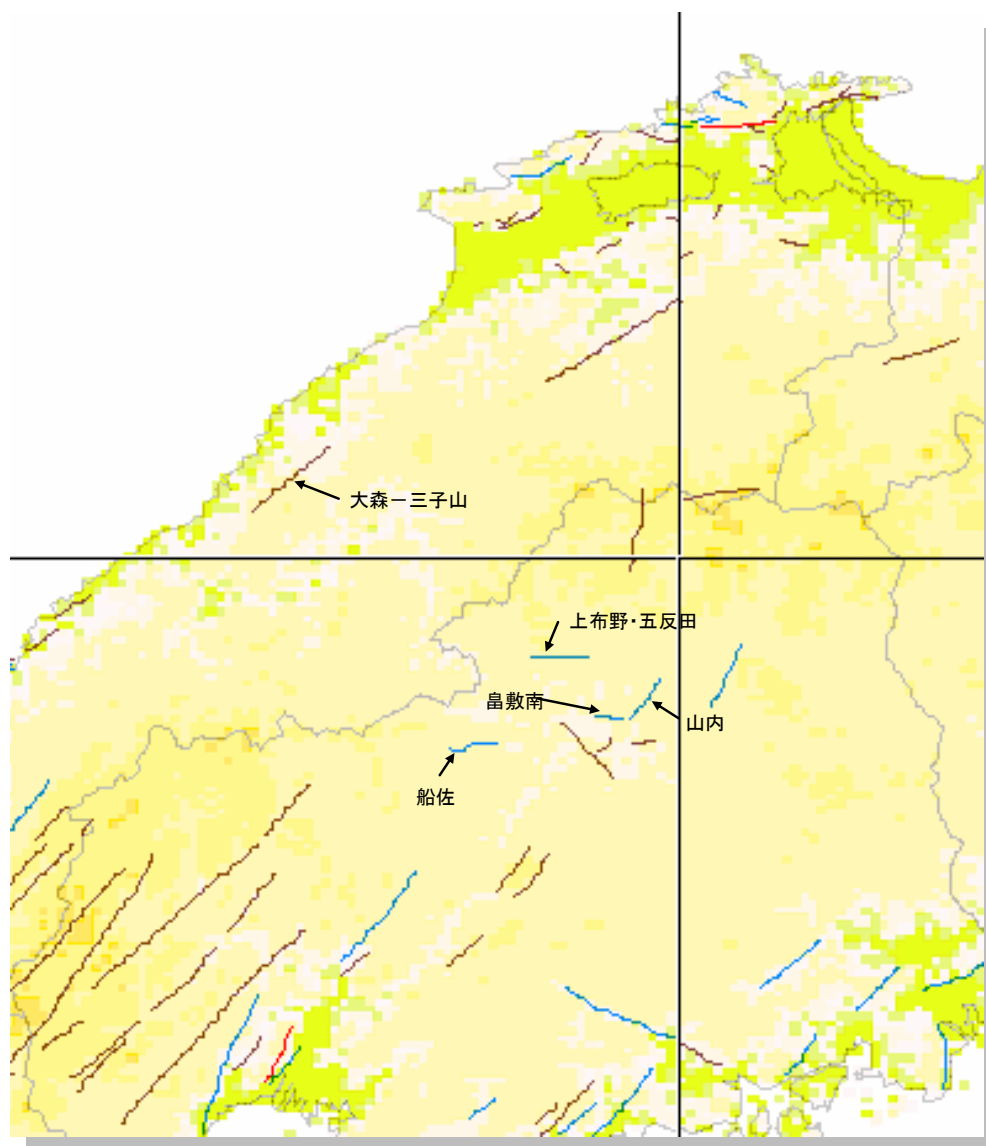
第3. 周辺活断層の状況

1. 周辺の活断層の分布

島根県は、他の地域に比べ大規模な活断層が少ない地域である。ただし、これまで顕著な活断層が知られていなかった地域で発生した平成12年鳥取県西部地震など、地表には明瞭なずれを見せない活断層（伏在断層）があり、地震活動帯に対応し存在する可能性が指摘されている。

又、過去の地震で地表に明瞭なずれを出現させた例を見ると、ほとんどの場合M7以上の地震である。このため、現在確認されている活断層は、その長さから地震規模を計算するだけでなく、M7以上の地震が発生する可能性があると考えなければならない。

■ 活断層の分布 資料 PISCO <http://www.e-pisco.jp/quake/fault/fault.html>



※赤線：確実度Ⅰ、青線：確実度Ⅱ、茶色線：確実度Ⅲ

2. 邑南町周辺の活断層の状況

活断層については、活断層研究会編『新編 日本の活断層』（東大出版会、1991年）に掲載されており、存在の確かさ(確実度)、過去における活動の程度(活動度)等を評価している。

本町に近距離の活断層について見ると、最も近い断層は南東にある「船佐断層」となり、長さ 6.0 kmで活断層の確実度(注)はⅡである。東側には「上布野・二反田断層」があり、長さは 7.0 kmにわたり、活断層の確実度はⅡとなっている。又、県の地震災害想定調査報告書でもとり上げられている「大森－三子山断層」が北側にある。

断層名	確実度	長さ (km)	走行	変位方向		活動度
				隆起側	横ずれ	
①大森 - 三子山断層	Ⅲ	14	NE		R	
②上布野・二反田断層	Ⅱ	7	EW	N	—	C
③山内断層	Ⅱ	8	NE	NW	—	C
④畠敷南断層	Ⅱ	5	EW	N	—	—
⑤船佐断層	Ⅱ	6	EW	N	—	C

(注)「確実度」及び「活動度」を表す記号は前述の説明によるものとし、「走行」及び「変位方向(隆起側)における E・W・S・Nは、それぞれ東・西・南・北を意味する。又、「変位方向(横ずれ)」における R・Lは、それぞれ右ずれ・左ずれを意味する。

(注) 確実度と活動度について、日本では次のランクに分けている。

確実度 I：活断層であることが確実なもの

Ⅱ：活断層であると推定されるもの

Ⅲ：活断層の疑いのある形状

活動度 A：第四紀における平均変位速度(*) 1～10m/千年

B：〃 0.1～1m/千年

C：〃 0.1m以下/千年

* 平均変位速度とは、断層の累積変位量をその変位量を得た断層変位基準の形式年代で割り算したものをいう。

3. 周辺活断層による地震時の震度階想定

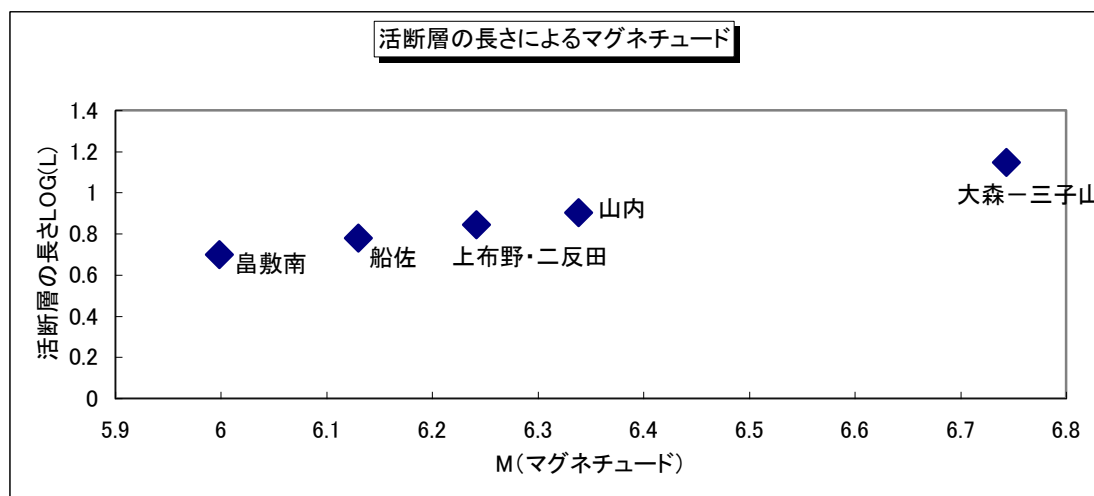
邑南町周辺の既知の活断層は、活動度が C (平均変位速度 0.1m以下/千年) なので、仮に 1 回の地震で 1 mのずれがあるとすると、活動頻度は 1 回/1 万年以上となり、地震発生はかなり低い頻度と考えられる。活断層の長さによるマグネチュードの計算式と、震度階の震源距離による減衰則で、本町の震度階を計算すると、おおよそ以下ようになる。

■活断層の長さによるマグネチュードの計算 松田

	長さ(L)km	log(L)	M(マグネチュード)
①大森－三子山断層	14	1.15	6.74
②上布野・二反田断層	7	0.85	6.24
③山内断層	8	0.90	6.34
④畠敷南断層	5	0.70	6.00
⑤船佐断層	6	0.78	6.13

$$M = ((\log L) + 2.9) \div 0.6$$

※ M: マグネチュード L: 活断層の長さ



■ 震度階の震源距離による減衰側 (震源距離が 100km 以内) 河角

	M(マグネチュード)	X(直線距離)	log _e X	I(震度)	震度階
①大森-三子山断層	6.74	30	3.40	6.04	6 弱
②上布野・二反田断層	6.24	15	2.71	5.89	5 強
③山内断層	6.34	20	3.00	5.75	5 強
④島敷南断層	6.00	15	2.71	5.40	5 弱
⑤船佐断層	6.13	10	2.30	6.10	6 弱

$$I = 2M - 0.8686 \log_e X - 0.0166X - 3.9916$$

※ I: 震度 X: 直線距離

第 4. 地震災害の想定

地震災害対策にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。地震の想定にあたっては、島根県における地震災害履歴や地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、可能な限り過去にさかのぼり調査するものとする。また、今後の防災対策の推進による被害軽減効果を定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。ただし、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

1. 島根県による想定

① 想定地震と概要

島根県では、島根県への影響及び地域性を考慮して、以下に示す 7 地震を想定地震に設定している。(浸水想定を除く)

■ 出典「島根県地震被害想定調査報告書 (平成 24 年 6 月)」

想定地震	マグネチュード	地震のタイプ	想定理由	邑南町の予測される震度
宍道断層の地震	7.1	内陸の浅い地震を想定	断層	3 以下
宍道湖南方の地震	7.3	内陸の浅い地震を想定	極小地震発生領域	3 以下
大田市西南方の地震	7.3	内陸の浅い地震を想定	断層	4
浜田市沿岸の地震	7.3	内陸の浅い地震を想定	歴史地震	3 以下～4
弥栄断層帯の地震	7.6	内陸の浅い地震を想定	断層	4
出雲市沖合の地震	7.5	海域の浅い地震を想定	断層	3 以下
浜田市沖合の地震	7.3	海域の浅い地震を想定	歴史地震	4

② 被害想定結果概要

県で想定している地震のうち、本町に最も被害をもたらすもののひとつと予想される、弥栄断層帯の地震による本町の被害想定結果及び地震災害シナリオを次に示す。

■ 弥栄断層帯の地震による被害想定(平日冬5時)

種別	被害項目	被害単位	全体	邑南町	
斜面・ ため池	斜面崩壊（急傾斜地）	危険性が高い（箇所）	99	—	
		危険性が平均的（箇所）	257	—	
		危険性が低い（箇所）	2,228	80	
	斜面崩壊（地すべり）	危険性が高い（箇所）	65	—	
		危険性が平均的（箇所）	35	—	
		危険性が低い（箇所）	521	12	
	ため池危険度	危険性が高い（箇所）	—	—	
		危険性がやや高い（箇所）	—	—	
		危険性が低い（箇所）	194	2	
建物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	75	0	
		半壊数（棟）	952	0	
	液状化による建物被害	全壊数（棟）	92	—	
		半壊数（棟）	207	—	
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）	196	—	
		半壊数（棟）	457	—	
地震火災	出火	出火件数（件）	0	—	
	延焼	焼失棟数（棟）	0	—	
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数（人）	1	0	
		負傷者数（人）	53	0	
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数（人）	13	—	
		負傷者数（人）	253	—	
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数（人）	0	0	
		負傷者数（人）	4	0	
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数（人）	0	0	
		負傷者数（人）	0	0	
	火災による死傷者	死者数（人）	0	—	
		負傷者数（人）	0	—	
	ライフライン	上水道	1日後断水世帯数（世帯）	2,635	15
		下水道	影響人口（人）	812	40
通信		不通回線数（件）	366	0	
電力		停電件数（件）	471	0	
LPガス		供給支障件数（件）	41	—	
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	2		
		中規模損傷（箇所）	52		
		軽微な被害（箇所）	207		
	鉄道	不通区間（駅間数）	1	—	
生活支障等	避難者	1～3日後避難者数（人）	2,656	13	
	疎開者	1～3日後疎開者数（人）	1,316	7	
	帰宅困難者	想定地震問わず最大（人）	41,182	539	
	食糧不足	食糧（食／日）	9,562	47	
	震災廃棄物	発生量（千トン）	70	0	

	災害用トイレ	必要個数 (基)	15	0
	エレベーター停止	停止台数 (基)	374	5
	医療機能	入院・重傷者数 (人)	3	
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	—	
	孤立集落の発生	(地区)	—	
経済被害	直接経済被害	(億円)	442	
	間接経済被害	(億円)	1,846	

「—」は被害無し、「0」は被害等はあるが四捨五入で0、空欄はデータ無しを示す

■ 弥栄断層帯の地震災害シナリオ (平日冬 5 時)

冬の平日 5 時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード 7.6 規模の地震が発生。益田地区で震度 6 強の揺れを観測し、同地区を中心に被害を受ける。

平日の 5 時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約 360 棟、半壊約 1,600 棟、人的被害は死者 14 人、負傷者 310 人にのぼる。

益田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1 日後の避難者は約 2,700 人となり、最低でも食料は約 9,600 食/日、飲料水約 20 トン/日、毛布は寒い時期であり約 5,300 枚 (1 人 2 枚) が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 650 人が指定避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD (心的外傷後ストレス障害) へのケアが必要になる。

益田地区を中心に被害を受け、市町役場では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速な指示や応援等に取り組むが、県東部から被災地までの距離が遠く、迅速な応急対策活動の実施には他県からの応援も必要となる。

2. 最大の地震動の検討

本地域の近傍には、いわゆる主要 98 断層帯としては、五日市断層帯 (五日市断層及び己斐一広島西縁断層帯) があるが比較的遠距離である。又、それ以外の活断層で「確率論的地震動予測地図」において取り上げられているものは以下の通りで、発生確率は比較的低いものと考えられている。

■ 主要 98 断層帯での地震発生確率 (出典：確率論的地震動予測地図の説明)

断層名	断層長さ	M	活動間隔	活動間隔算出根拠	30 年発生確率	50 年発生確率
三次断層帯	11 km	6.6	18600 年	C 級	0.16%	0.27%
弥栄断層帯	47 km	7.6	124400 年	0.03 mm/年	0.024%	0.040%

【邑南町での最大の地震動】

震源断層を予め特定しにくい地震、例えば活断層が知られていないところで発生する内陸の浅い地震やプレート間の中小地震など、実際には数多くの地震が発生している。

このため、その発生確率は極めて低いものの、平成 12 年鳥取県西部地震と同規模 (M7.3) の地

震が邑南町の直下で発生した時の地震動を計算する。

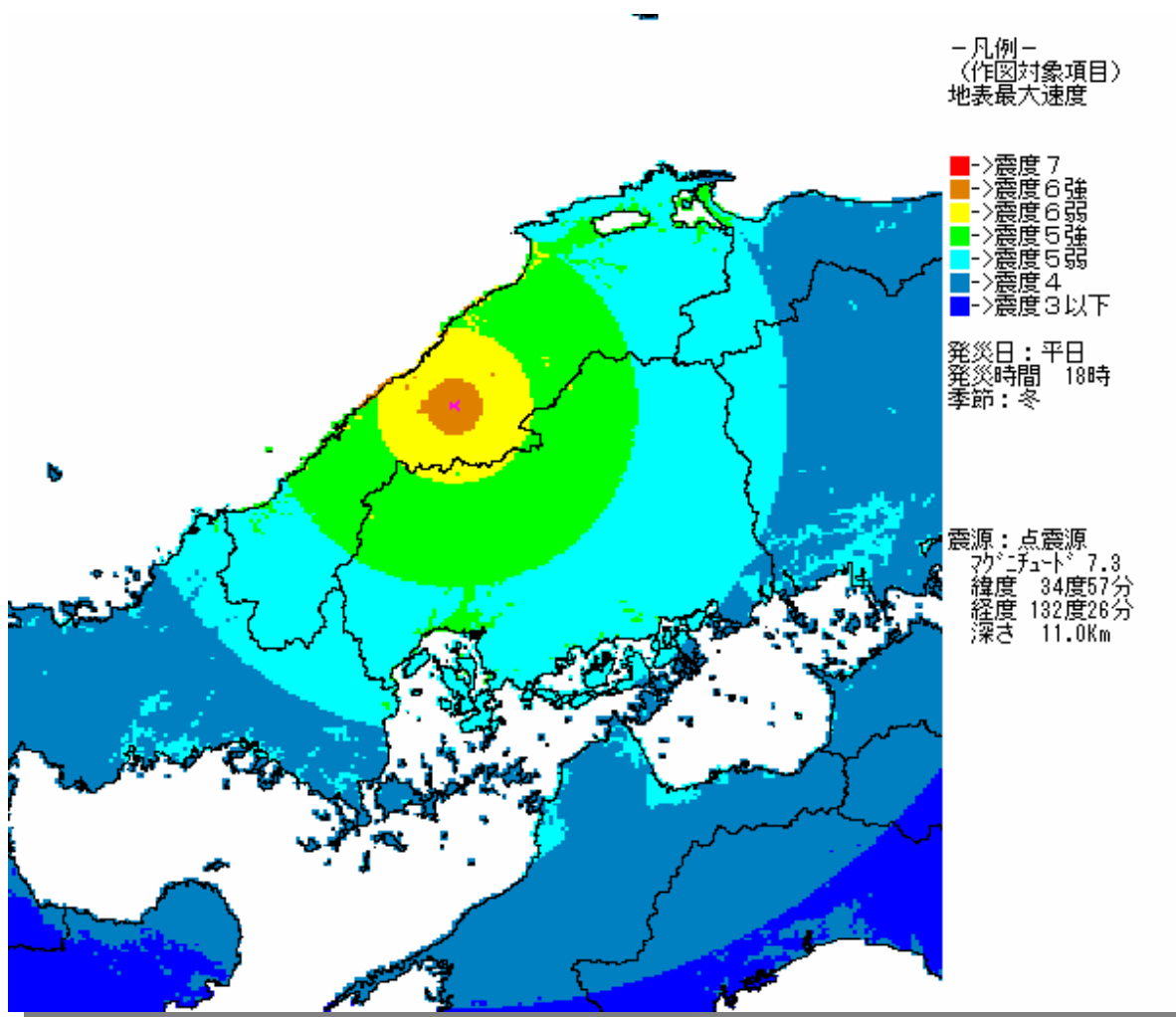
■最大規模の地震動、被害の計算

市町村名	震源距離(km)	地表最大速度(kine)	震度	地表最大加速度(gal)
旧羽須美村	23.69	42.41	6	558.52
旧瑞穂町	17.9	51.43	6	694.46
旧石見町	13.55	60.71	6.5	837.66

市町村名	全建物全壊数	全死者数	重傷者数	軽傷者数	全負傷者数	物資供給対象者数
旧羽須美村	6	0	0	191	191	266
旧瑞穂町	42	0	0	778	778	564
旧石見町	107	5	5	983	988	1266
邑南町計	155	5	5	1952	1957	2096

※midorikawa(1993)の最短距離式 ※中央防災会議「地震被害想定支援ツール」による計算値。

■最大規模の地震動、被害の計算



第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

第1. 実施責任

1. 邑南町

町は、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 島根県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の規模が大きく町域を超えて広域にわたり、町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。又、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には災害応急措置を実施する。

又、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6. 住民及び自主防災組織等

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動する。又、災害時には、初期消火や被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第2. 処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
	邑 南 町	① 防災会議に関する事務 ② 災害予防に関して ア. 防災に関する組織の整備 イ. 公共団体及び住民の自主防災組織の育成指導 ウ. 防災のための知識の普及、教育及び訓練 エ. 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 オ. 防災に関する施設及び設備の設置、改良及び整備 カ. その他邑南町地域に係わる防災予防対策 ③ 災害応急対策に関して ア. 災害予警報など情報（災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む）の収集伝達及び被害調査 イ. 災害広報 ウ. 避難の勧告、指示及び避難者の誘導並びに避難所等の開設 エ. 被災者の救出、救護及び保護 オ. 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 カ. 消防・水防その他の応急措置 キ. 被災児童、生徒等に対する応急の保育及び教育 ク. 公共土木施設、農地及び農林漁業用施設等に対する応急措置 ケ. 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持 コ. 緊急輸送の確保 サ. 災害時におけるボランティア活動の支援 シ. その他邑南町地域に係わる災害応急対策 ④ 災害復旧対策に関して ア. 災害復旧に関する新設、改良並びに指導 イ. 邑南町の管理に係わる施設の復旧
	江津邑智消防組合	① 消防に関する施設及び組織の整備 ② 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練 ③ 災害発生の予防及び被害の拡大防止 ④ 災害発生による被害の調査、報告及び情報の収集 ⑤ 被災者の救難、救助及びその保護 ⑥ 避難の誘導 ⑦ 消防・水防の通信及び気象情報の収集、伝達
	邑南町消防団	① 災害時の消防、水防活動 ② り災者の救出及び避難の誘導 ③ 非常警戒及び防火診断 ④ 災害時における応急復旧作業
県 機 関	島根県	① 防災に関する施設及び組織の整備 ② 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練 ③ 災害発生の予防及び被害の拡大防止 ④ 災害による被害の調査、報告及び情報の収集 ⑤ 被災者の救難、救助及びその他の保護 ⑥ 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 ⑦ 災害時における文教対策 ⑧ 被災施設及び設備の応急復旧 ⑨ 災害復旧の実施 ⑩ 緊急通行車両の確認 ⑪ 市町村、指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災事務又は業務の実施についての総合調整

機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
県 機 関		⑫ 災害救助法の適用 ⑬ 自衛隊及び関係防災機関との連絡 ⑭ 自衛隊の災害派遣要請
	西部農林振興センター (県央事務所)	① 災害復旧のための農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導
	県央県土整備事務所	① 公共土木施設に対する応急措置 ② 公共土木施設の新設改良、防災並びに災害復旧 ③ 道路の除排雪及び雪崩対策 ④ 農地・農業用施設に対する応急措置 ⑤ 農業用施設の新設改良、防災並びに災害復旧 ⑥ 治山施設の新設改良、並びに災害復旧
	県央保健所	① 医療、助産、飲料水、防疫、衛生に関する対策 ② 医療施設の災害対策 ③ 廃棄物処理対策
	島根県浜田教育事務所	① 災害時の教育関係被害情報の収集などの文教対策
	川本警察署	① 災害情報の収集 ② 避難誘導 ③ 救出・救護 ④ 交通秩序の維持 ⑤ 死体の検視、見分 ⑥ 行方不明者の調査及び迷い子等の保護 ⑦ 地域安全対策
指定地 方行政 機関	中国財務局	① 金融機関に対する緊急措置の指示 ② 地方公共団体に対する災害融資 ③ 災害復旧事業の査定立会
	中国四国厚生局	① 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）
	中国四国農政局 松江地域センター	① 災害時における主要食糧等の需給に関すること
	近畿中国森林管理局	① 国有林、公有林野等官公造林地における森林対策による災害防除 ② 国有林、公有林野等官公造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 ③ 災害対策に必要な木材国有林の供給
	中国経済産業局	① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ② 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 ③ 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 ④ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
	中国運輸局	① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ② 輸送等の安全確保に関する指導監督 ③ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 ④ 船舶運航事業者に対する航海命令 ⑤ 自動車運送事業者に対する運送命令
	大阪航空局	① 災害時における航空輸送の調査及び指導 ② 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	大阪管区气象台 松江地方气象台	① 地震情報の発表と伝達 ② 気象等予報及び警報の発表と伝達

機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
	中国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ① 非常無線通信の確保（電波法第74条参照） ② 非常事態における有線電気通信の確保（有線電気通信法第8条参照） ③ 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請
	島根労働局	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業災害防止についての監督、指導 ② 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施ならびに被災労働者の賃金支払についての監督指導 ③ 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 ④ 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 ⑤ 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 ⑥ 被災事業主に対する特別措置等の実施
	中国地方整備局 浜田河川国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 直轄土木施設の計画、整備、災害予防応急復旧及び災害復旧 ② 地方公共団体からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 ③ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 ④ 災害に関する情報の収集及び伝達 ⑤ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 ⑥ 災害時における交通確保 ⑦ 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
	陸上自衛隊出雲駐屯地	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施
指定公共機関	日本郵便株式会社 中国支社	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 ④ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分 ⑤ 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 ⑥ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い ⑦ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 ⑧ 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
	西日本旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉄道による緊急輸送の確保 ② 鉄道の安全管理及び事故対策
	日本貨物鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉄道による緊急輸送の確保 ② 鉄道の安全管理及び事故対策
	西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 ② 緊急を要する電話通話の取扱い
	株式会社NTTドコモ 中国支社島根支店	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 ② 災害非常通信の確保 ③ 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	日本赤十字社 島根県支部	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療、助産等救助保護の実施 ② 災害救助等の強力奉仕者の連絡調整 ③ 義援金品の募集及び配分
	日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象等予警報の放送 ② 災害応急対策等の周知徹底 ③ その他災害に関する広報活動

機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
	西日本高速道路株式会社	① 管理する道路等の防災管理及び災害復旧 ② 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱 ③ 緊急開口部、開口部を活用した緊急車両の通行
	中国電力株式会社 浜田営業所	① 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに、災害時における電力供給の確保 ② 発災後、被災状況を調査し、供給不能等の需要者に対して早期復旧
	日本通運株式会社	① 陸路による緊急輸送の確保
指定 地方 公共 機関	山陰放送株式会社 山陰中央テレビジョン 放送株式会社 日本海テレビジョン 放送株式会社 株式会社エフエム山陰	① 気象等予警報の放送 ② 災害応急対策の周知徹底 ③ その他災害に関する広報活動
	石見交通株式会社	① 陸路による緊急輸送の確保 ② 運航車両等の安全管理及び事故対策
	島根県医師会	① 災害時における医療救護活動の実施
	島根県看護協会	① 災害時における医療救護活動の実施
	島根県LPガス協会	① LPガス施設の防災管理と災害復旧 ② LPガスの供給
	土地改良区	① 水門、水路、ため池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧
その他公共的 団体及び防災上 重要な施設の 管理者	全国農業協同組合連合会 総合企画部 島根事務所	① 緊急物資の調達 ② 陸路による緊急輸送の協力
	島根県農業協同組合	① 町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 被災農家に対する融資又は融資の斡旋 ④ 農業生産資機材及び農家生活資材の確保と斡旋 ⑤ 物資輸送の協力 ⑥ 共同利用施設の防災対策及び復旧
	農業共済組合	① 被災組合員の災害補償
	邑智郡森林組合	① 町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力 ② 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋 ③ 林業災害調査及び応急対策
	商工会	① 町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力 ② 被災商工業者に対する融資及び融資の斡旋 ③ 物価安定についての協力 ④ 救助物資、復旧資材の確保協力及び斡旋
	医療機関経営者	① 避難施設の整備と避難訓練を実施 ② 被災地の病人等の収容、保護 ③ 災害時における負傷者の医療救護、助産救助
	一般運輸業者	① 緊急輸送に対する協力
	ダム施設の管理者	① ダム等施設の防災管理
	溜池管理者	① 農業用溜池等の防災管理
	邑南町社会福祉協議会	① 被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力 ② 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資受付
	社会福祉施設経営者	① 被災者の保護についての協力をを行う。

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
金融機関(山陰合同銀行・島根県農業協同組合・島根中央信用金庫・各支店等)	① 被害世帯及び事業者等に対する非常払出融資
学校法人	① 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 ② 被災者の一時収容等応急措置についての協力
危険物等の管理者	① 危険物等の保安措置
L P ガス取扱機関	① L P ガス施設の防災管理と災害復旧 ② L P ガスの供給
報道機関	① 防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底 ② 情報、応急対策等の周知徹底
自主防災組織・集落等自治組織	① 防災組織の普及及び防災訓練を実施 ② 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の配給、防犯その他町が実施する応急対策について協力
土木建築業者	① 災害時における応急対策及び災害復旧の協力
一般運送事業所	① 災害時における緊急輸送の協力
青年各種団体	① 緊急物資調達の協力 ② 避難所等への誘導 ③ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
婦人会	① 災害時における応急対策活動及び義援金品等の募集について協力する ② 避難所等における炊出し及び保育
公立学校(小・中学校)	① 児童生徒等の避難保護 ② 応急教育対策及び被災箇所の応急復旧 ③ 被災者の一時収容措置についての協力
文化財施設等の管理者	① 重要文化財等の防火管理
保育所	① 保育児の避難保護 ② 被災施設の災害復旧 ③ 被災者の一時収容措置についての協力
防災対象物の管理者	① 避難施設の整備と避難等の訓練 ② 災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧
危険物等施設の管理者	① 施設の整備等災害予防対策を実施 ② 災害時における危険物等の保安措置を行い、防災活動について町に協力